

消防予第 278 号
令和 8 年 7 月 3 日

各 都 道 府 県 知 事
各 指 定 都 市 市 長
各 消 防 本 部 消 防 長
非常備町村消防防災主管部局長 } 殿

消防庁次長
(公印省略)

火災予防条例（例）の一部改正について（通知）

今般、焼肉店等で使用される火気器具の周囲に設置される排気ダクトに起因する火災の発生状況等に鑑み、令和 7 年度に開催した厨房設備等の基準に関する検討部会の検討結果を踏まえ、火災予防条例（例）（昭和 36 年 11 月 22 日付け自消甲予発第 73 号）の一部を別添のとおり改正することとしました。

貴職におかれましては、下記事項に留意の上、適切に対応されるようお願いいたします。

なお、本通知は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 37 条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

記

第 1 調理に用いる器具の周囲で使用する排気ダクト等に関する事項

調理に用いる器具の周囲で使用する排気ダクト、グリス除去装置等に油脂等が付着しないよう適切に管理することとしたこと。（第 18 条、第 19 条、第 20 条、第 21 条関係）

第 2 その他

施行期日は、令和 9 年 4 月 1 日としたこと。（附則関係）

なお、改正後の条例の運用については、「上引き排気ダクト等の適切な管理に関する運用について（通知）」（令和 8 年 7 月 3 日付け消防予第 279 号）を参考にすること。

消防庁予防課予防係
担当：川合、谷川、櫻川
電話：03-5253-7523

〇〇市（町・村）火災予防条例の一部を改正する条例 新旧対照表

○火災予防条例（例）（昭和三十六年十一月二十二日 自消甲予発第七十三号）

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、これを加える。

改 正 後	改 正 前
<p>（液体燃料を使用する器具） 第一八条 「略」 「2 略」</p> <p>3 液体燃料を使用する調理に用いる器具にあつては、第一項に規定するもののほか、その周囲において使用する排気ダクト、グリ ス除去装置等に油脂等が付着しないように適切に管理を行わな ければならない。 （固体燃料を使用する器具） 第一九条 「略」 「2 略」</p> <p>3 固体燃料を使用する調理に用いる器具については、前二項に規 定するもののほか、前条第三項の規定を準用する。 （気体燃料を使用する器具）</p>	<p>（液体燃料を使用する器具） 第一八条 「同上」 「2 同上」 「新設」</p> <p>（固体燃料を使用する器具） 第一九条 「同上」 「2 同上」 「新設」</p> <p>（気体燃料を使用する器具）</p>

<p>第二〇条 「略」</p> <p>〔2 略〕</p> <p>3 気体燃料を使用する調理に用いる器具については、前二項に規定するもののほか、第一八条第三項の規定を準用する。</p> <p>(電気を熱源とする器具)</p> <p>第二一条 「略」</p> <p>〔2 略〕</p> <p>3 電気を熱源とする調理に用いる器具については、前二項に規定するもののほか、第一八条第三項の規定を準用する。</p>	<p>第二〇条 「同上」</p> <p>〔2 同上〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>(電気を熱源とする器具)</p> <p>第二一条 「同上」</p> <p>〔2 同上〕</p> <p>〔新設〕</p>
<p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	

附 則

この条例は、令和九年四月一日から施行する。

〇〇市（町・村）火災予防条例の一部を改正する条例

〇〇市（町・村）火災予防条例（昭和〇〇年〇〇市（町・村）条例第〇号）の一部を次のように改正する。

第一八条に次の一項を加える。

- 3 液体燃料を使用する調理に用いる器具にあつては、第一項に規定するもののほか、その周囲において使用する排気ダクト、グリス除去装置等に油脂等が付着しないように適切に管理を行わなければならない。

第一九条に次の一項を加える。

- 3 固体燃料を使用する調理に用いる器具については、前二項に規定するもののほか、前条第三項の規定を準用する。

第二〇条に次の一項を加える。

- 3 気体燃料を使用する調理に用いる器具については、前二項に規定するもののほか、第一八条第三項の規定を準用する。

第二一条に次の一項を加える。

- 3 電気を熱源とする調理に用いる器具については、前二項に規定するもののほか、第一八条第三項の規定

を準用する。

附 則

この条例は、令和九年四月一日から施行する。